

2021年6月14日

株式会社国際協力銀行／株式会社日本貿易保険

JBIC・NEXIのガイドライン実施状況確認調査に関する質問への回答

(2021年4月28日付：「環境・持続社会」研究センター (JACSES)、国際環境 NGO FoE Japan、メコン・ウォッチより受領)

<JBICの実施状況確認調査に関する質問>

JBIC への質問	JBIC からの回答
1. p.6「環境ガイドラインの実施体制」②で、輸出金融案件における NEXI との協力によって、「必要な手続きの簡素化・効率かに務めている」とあるが、こうした「ワンストップショップ」のような取組みは JBIC 及び NEXI の「異議申立制度」でも行っているのか。あるいは、行なう予定はあるか。	JBIC 及び NEXI の異議申立は、要件が異なる部分もある独立した建付けの制度のため、ワンストップショップのような取組みは、特に想定しておりません。
2. 意思決定時点で ESIA レポートのドラフト版のみが存在していた案件の件数、地域、セクターを教えてください。	意思決定時点で ESIA レポートのドラフト版のみが存在していた案件は、件数は 1 件、地域は米州、セクターはインフラです。
3. 意思決定時点で ESIA レポートの一部のみが完成していた案件の件数、地域、セクターを教えてください。	意思決定時点で ESIA レポートの一部のみが完成していた案件は、件数は 1 件、地域は欧阿中東、セクターは資源です。
4. ESIA レポートに Appendix がある場合は、すべて公開されていたか。公開されていない案件の件数、地域、セクターを教えてください。	今次調査において件数等は把握しておりません。
5. 現地制度上、ESIA レポートの作成が不要とされる案件において、代替となる文書を用いて環境レビューが行われていた案件の件数、地域、セクター、環境レビューに用いた文書の名称を教えてください。	今次調査において、現地制度上、ESIA レポートの作成が不要とされた案件は、件数は 1 件、地域はアジア大洋州、セクターは産業です。この案件では、現地制度上、ESIA レポートではなく、環境管理計画書及び環境モニタリング計画の作成・承認が求められ、これら提出を受けて、環境レビューを実施しています。
6. ESIA レポートが作成されていない案件で他の文書を用いた場合、ESIA レポートとの同等性を判断した基準は何か。	上述のとおり、現地制度上、ESIA レポートではなく、環境管理計画書及び環境モニタリング計画の作成・承認が求められ、これら提出を受けて、環境レビューを実施しているところ、環境レビュー実施に当たり個別のヒアリングや現地実査を通じて補足・確認しています。
7. 大規模な非自発的住民移転、大規模な生計手段の喪失、先住民族への影響が生じた案件のそれぞれの件数、地域、セクターを教えてください。	今次調査において大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生または発生する可能性があると考えられた案件は、件数は 12 件、地域は欧阿中

	<p>東（1件）、アジア大洋州（10件）及び米州（1件）、セクターはインフラ（11件）及び産業（1件）です。また、先住民族への影響が発生または発生する可能性があるとしてされた案件は、件数は5件、地域は欧阿中東（1件）、アジア大洋州（3件）及び米州（1件）、セクターは資源（4件）及び産業（1件）です。</p> <p style="text-align: right;">※青字訂正</p>
<p>8. 大規模な非自発的住民移転が発生する案件中、環境レビュー時に「住民移転計画」が提出されなかった案件の件数、地域、セクターを教えてください。また、大規模な「非自発的住民移転」が発生しない場合でも、大規模な「生計手段の喪失」のみが発生する案件中、環境レビュー時に「生計回復計画」が提出されなかった案件はあったか。あった場合はその件数、地域、セクターを教えてください。</p>	<p>今次調査において、大規模な非自発的住民移転が発生する案件中、環境レビュー時に「住民移転計画」が提出されなかった案件は、件数は1件、地域はアジア大洋州、セクターはインフラです。当該案件は、現地国政府により住民移転計画が策定され、事業者による同計画の入手が困難であったものです。また、大規模な「非自発的住民移転」が発生しない場合でも、大規模な「生計手段の喪失」のみが発生する案件の中で、環境レビュー時に「生計回復計画」が提出されなかった案件については、該当ありません。</p>
<p>9. p.8 でカテゴリ A 案件について、JBIC が外部専門家とともに現地実査を行い、「必要に応じて、その他現地住民等との面談も実施していたことが確認された」とあるが、該当した案件の件数、地域、セクター、実施した理由を教えてください。</p>	<p>現地住民等との面談は、プロジェクトを通じた現地住民等への影響が懸念される場合に先方の要望等も勘案して実施に努めることとしており、今次調査において、現地住民等との面談を実施した案件は、件数は13件、地域はアジア大洋州（10件）及び米州（3件）、セクターは資源（3件）、インフラ（9件）及び産業（1件）です。</p>
<p>10. カテゴリ B において、ESIA レポートを入手した案件の件数、地域、セクターを教えてください。</p>	<p>今次調査においてカテゴリ B において、環境レビュー時に ESIA レポートを入手した案件は、件数は2件、地域は欧阿中東（2件）、セクターはインフラ（2件）です。</p>
<p>11. カテゴリ FI のうち、サブプロジェクトがカテゴリ A 相当になった案件の件数、地域、セクターを教えてください。</p>	<p>今次調査においてカテゴリ FI のうち、サブプロジェクトがカテゴリ A 相当とされた案件は、件数は1件、地域は米州、セクターはインフラです。なお、当該案件においては、通常のカテゴリ A 案件と同様の環境社会配慮確認に加えて、情報公開を実施しております。</p>
<p>12. 世界銀行のセーフガードポリシーとの適合性を確認した案件、IFC パフォーマンススタンダードとの適合性を確認した案件のそれぞれの件数、地域、セクターを教えてください。また、両基準いずれも適合性を確認していない案</p>	<p>今次調査において件数等は把握しておりませんが、今回調査を行った全ての案件で、世銀のセーフガードポリシーまたは IFC パフォーマンススタンダードとの適合性を確認しています。</p>

<p>件の件数、地域、セクターを教えてください。</p>	
<p>13. 他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照した案件の件数、地域、セクター、参照した基準の名称を教えてください。</p>	
<p>14. 国際基準等との適合性確認において乖離があると判断された案件の件数、地域、セクターを教えてください。また、その場合、各案件について OECD 事務局への報告は行われたか。</p>	<p>環境レビュー時における適合性確認においては、適合性確認基準自体も定性的なものもあるため、定量的な側面だけでなく、実施国や周辺地域の状況、相手国や借入人等との対話を通じた背景・理由等の確認、当該事業における環境社会配慮のあり方等も踏まえて、比較検討を行っています。今次調査において、適合性確認の観点で問題があり、OECD への報告が必要とされた案件はありません。</p>
<p>15. 年間の温室効果ガス排出量が 25,000CO₂ 換算トンを超える案件、二酸化炭素排出原単位 700g/kWh を越える化石燃料発電案件のそれぞれの件数、地域、セクターを教えてください。</p>	<p>今次調査において件数等は把握しておりません。</p>
<p>16. 「環境社会影響評価報告書等以外に」JBIC が「環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書」（特に住民移転計画や生計回復計画、先住民族計画）について、当該案件の件数、地域、セクターを教えてください。またそのうち、JBIC のウェブサイト「入手状況」が公開された案件の件数、地域、セクターを教えてください。同様に JBIC のウェブサイト「当該文書」が公開された案件の件数、地域、セクターを教えてください。</p>	<p>環境社会影響報告書等以外に JBIC が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書は多岐にわたるため、今次調査において全ての件数等は把握しておりませんが、特にご質問の点についてはそれぞれ、住民移転計画は、件数は 5 件、地域はアジア大洋州（4 件）及び欧阿中東（1 件）、セクターはインフラ（4 件）及び産業（1 件）、生計回復計画は、件数は 11 件、地域はアジア大洋州（10 件）及び欧阿中東（1 件）、セクターはインフラ（10 件）及び産業（1 件）、先住民族計画は、件数は 4 件、地域はアジア大洋州（3 件）及び米州（1 件）、セクターは資源（3 件）及び産業（1 件）です。また、上述の各文書について、今次調査で把握できた限りでは、住民移転計画は 3 件、先住民族計画は 2 件、被影響住民に公開されていますが、プロジェクト実施国で一般に公開されていない文書のため、JBIC のウェブサイトでは公開されておりません。</p>
<p>17. プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠が、JBIC のウェブサイト「公開されるまでの日数は、借入人等によるスクリーニングフォームの提出を受けた後、最短で何日、最</p>	<p>今回調査を行った全ての案件に関して、最短は 0 日、最長は 524 日（同案件では、スクリーニングフォームの提出後、借入人の事情で検討中断となり、その後改めて検討再開となったもの）、平均は把握しておりません。</p>

<p>長で何日、また平均で何日であったか。</p>	
<p>18. カテゴリ A 案件に係る環境社会影響評価報告書等の入手状況及び当該文書が、JBIC のウェブサイト公開されるまでの日数は、借入人等から当該文書の提出を受けた後、最短で何日、最長で何日、また平均で何日であったか。ガイドラインの規定に基づいて貸付実行の停止を行った案件（一時的に停止したものも含む）、借入人に期限前償還を求めた案件のそれぞれの件数、地域、セクターを教えてください。</p>	<p>今次調査において把握しておりません。貸出停止・期限前償還を求めた案件は該当ありません。</p>
<p>19. p.14 (1) 基本的事項で「委員会の設置」について「現地制度に沿って委員会が設置されていた」とあるが、当該案件の件数、地域、セクターを教えてください。また、「現地制度上、委員会の設置が求められていない案件でも、事業者側がプロジェクトに応じた委員会を設立している案件も確認された」とあるが、当該案件の件数、地域、セクターを教えてください。ESIA レポート等の文書に代替案に係る記載がない案件の件数、地域、セクターを教えてください。</p>	<p>今次調査において現地制度に沿って委員会が設置されていた案件は、件数は 26 件、地域はアジア大洋州 (25 件) および欧阿中東 (1 件)、セクターは資源 (4 件)、インフラ (20 件) 及び産業 (2 件) です。事業者側がプロジェクトに応じた委員会を設立していた案件は、件数は 4 件、地域は欧阿中東 (1 件)、アジア大洋州 (1 件) 及び米州 (2 件)、セクターは資源 (2 件)、インフラ (1 件) 及び産業 (1 件) です。ESIA レポート等の文書に代替案の記載がない案件は、件数は 18 件、地域はアジア大洋州 (13 件)、米州 (3 件) 及び欧阿中東 (2 件)、セクターは資源 (6 件)、インフラ (10 件)、産業 (2 件) です。なお、ESIA レポート等の文書に代替案の記載がない場合でも、環境レビュー時に代替案の検討内容の確認を行ってまいりました。</p>
<p>20. 派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体施設の影響を確認した案件のそれぞれの件数、地域、セクター、影響の内容を教えてください。</p>	<p>今次調査において件数等は把握しておりません。</p>
<p>21. 「事業者によるコンサルテーションの開催が義務付けられていない案件」について、当該案件の件数、地域、セクターを教えてください。</p>	<p>今次調査において事業者によるコンサルテーションの開催が義務付けられていない案件は、件数は 6 件、地域は欧阿中東 (3 件) 及びアジア大洋州 (3 件)、セクターは資源 (2 件)、インフラ (2 件) 及び産業 (2 件) です。</p> <p style="text-align: right;">※青字訂正</p>
<p>22. ステークホルダー協議が行われなかった案件の件数、地域、セクター、行われなかった理由を教えてください。</p>	<p>今次調査においてステークホルダー協議が行われなかった案件は、件数は 3 件、地域はアジア大洋州 (2 件) 及び欧阿中東 (1 件)、セクターは資源 (2 件) 及びインフラ (1 件) です。協議が行われなかった理由は、沖合での事業であったこと (2 件)、中東向けでかかる協議の実施が想定されていない制度の中での案件</p>

	(1件)でした。なお、後者についてはパンフレットの配布等を通じ、情報提供に努めていました。
23. 森林認証の取得の奨励が行われた案件の件数、地域、セクターを教えてください。	今次調査対象案件では商業伐採を伴う案件がないため、該当ありません。
24. 事前の補償が行われなかった案件、再取得価格に基づいた補償が支払われなかった案件について、それぞれの件数、地域、セクターを教えてください。	今次調査において事前の補償が行われなかった案件は該当ありません。また、再取得価格に基づいているかという点は確認できないものの、質問25.の回答を参照ください。
25. 大規模な非自発的住民移転等が生じた案件において、以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できていない案件の件数、地域、セクターを教えてください。	今次調査において該当ありません。
26. 大規模な非自発的住民移転等が生じた案件において、住民協議が行われなかった案件の件数、地域、セクターを教えてください。	今次調査において該当ありません。
27. 大規模な非自発的住民移転が生じた案件において、住民移転計画が作成されなかった案件の件数、地域、セクターを教えてください。	今次調査において該当ありません。
28. 用地取得はなかったとしても、大規模な生計手段の喪失が生じた案件において、生計回復計画が作成されなかった件数、地域、セクターを教えてください。	今次調査において該当ありません。

<NEXI の実施状況確認調査に関する質問>

NEXI への質問	NEXI からの回答
29. カテゴリ分類が適切になされていたかの調査は行われたか？行われていれば、その結果を、行われていない場合はその理由を教えてください。	➤ 前回と同様の調査を実施いたしましたため、今次調査において実施しておりません。
30. p.5 で「LNG 設備などセクターに当てはまらない案件もあり、その都度関連するセクターのチェックリストを参照しつつ環境レビューを行っていた」とあるが、こうした案件の件数、地域、プロジェクトの種類（LNG 設備等）を教えてください。	➤ 今次調査において関係するチェックリストに直接該当せず、関連するセクターのチェックリストを参照しつつ環境レビューを行った案件は2件あり、地域はいずれもアジア、プロジェクトの種類は、LNG 設備、工業団地開発になります。
31. 意思決定時点で ESIA レポートのドラフト版や一部のみが完成していた案件、代替となる文書を用いて環境レビューが行われていた案件のそれぞれの件数、地域、セクターを教えてください。他の文書を用いた場合、ESIA レポートとの同等性を判断した基準は何か。	➤ 今次調査において ESIA レポートの一部のみ完成していた案件が1件あり、地域は欧州・CIS、セクターは資源となります。
32. ESIA レポートに Appendix がある場合は、すべて公開されていたか。公開されていない案件の件数、地域、セクターを教えてください。	➤ 今次調査において件数等は把握しておりません。
33. 世界銀行のセーフガードポリシーとの適合性を確認した案件、IFC パフォーマンススタンダードとの適合性を確認した案件のそれぞれの件数、地域、セクターを教えてください。	➤ 今次調査において件数等は把握しておりませんが、今回調査を行った全ての案件で、世銀のセーフガードポリシーまたは IFC パフォーマンススタンダードとの適合性を確認しています。
34. 他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照した案件の件数、地域、セクター、参照した基準の名称を教えてください。	
35. 国際基準等との適合性確認において乖離があると判断された案件の件数、地域、セクターを教えてください。また、その場合、OECD 事務局への報告は行われたか。	➤ 環境レビュー時における適合性確認においては、適合性確認基準自体も定性的なものもあるため、定量的な側面だけでなく、輸出者等を通じ、または現地調査等を通じ得られた背景・理由を含めた情報、当該事業における環境社会配慮のあり方等も踏まえて、比較検討を行っています。今次調査において、適合性確認の観点で問題があり、OECD への報告が必要とされた案件はありません。

<p>36. 年間の温室効果ガス排出量が 25,000CO₂ 換算トンを超える案件、二酸化炭素排出原単位 700g/kWh を越える化石燃料発電案件のそれぞれの件数、地域、セクターを教えてください。</p>	<p>➤ 今次調査において件数等は把握しておりません。</p>
<p>37. 派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体施設の影響を確認した案件のそれぞれの件数、地域、セクター、影響の内容を教えてください。</p>	<p>➤ 今次調査において件数等は把握しておりません。</p>
<p>38. 森林認証の取得の奨励が行われた案件の件数、地域、セクターを教えてください。</p>	<p>➤ 今回の調査対象案件では商業伐採を伴う案件がないため、該当ありません。</p>
<p>39. 事前の補償が行われなかった案件、再取得価格に基づいた補償が支払われなかった案件の件数、地域、セクターを教えてください。</p>	<p>➤ 今次調査において事前に補償がなされない案件が 1 件あり、アフリカ、港湾セクターになります。本件は影響が生ずるのか否か実際の状況を踏まえ対応が判断されるものであるため、モニタリング項目としました。</p> <p>その他は、再取得価格に基づいているかという点は確認できないものの、基本的に全ての案件で被影響住民と協議を行い、事前または協議に基づき補償の支払いを実施し、その後 CSR 等による支援も実施することを確認しております。</p>

コンサルテーション会合でのご質問への回答

(2021年5月19日：第4回コンサルテーション会合 国際環境 NGO FoE Japan よりご質問)

JBIC/NEXI への質問	JBIC/NEXI からの回答
論点整理表 項番3 関連 国際基準等との乖離に関しての情報公開が、商業上の秘密に該当するような場合 とは、例えばどのようなものがあるのか、差し支えない範囲でご教示いただき たい。	例えば、排出ガス中の特定の大気汚染物質の濃度などに関する国際基準等との乖 離を公開することで、使用される設備の仕様やコストが競合先企業等により類推 され、類似設備の入札などに影響する可能性も考えられます。